

平成 28 年度 高齢福祉部事業計画

高齢福祉部事業目標

- 「その人らしく輝き、安全・安心が保たれた生活の維持をめざす。」
「優しい笑顔と一人ひとりに寄り添った心が和むケアを提供する」
「人と人の絆、心と心のふれあいを大切に高齢者の自立を支援する」
「地域とともに、明るく住みよい街づくりに貢献する」

特別養護老人ホーム セ・ラ・ヴィ

(セ・ラ・ヴィ)

1. 運営・処遇方針等

法人理念に基づき、地域に親しまれ、地域福祉の向上にも参画し、開放された施設づくりをめざす。そして、充実したサービスが提供できるように職員一同最大の努力をする。

利用率の目標

全体利用率 97.5% (特養 97%, ショート 98%) 達成を目指す。

2. 事業内容 (介護保険等事業)

①介護老人福祉施設 50名

②短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 10名

3. 職員配置体制

介護保険法等の職員配置基準を遵守し、効率的な職員配置を行なうと共に職員の資質向上を図る。

4. 勤務体制等

職員の労働時間は週 40 時間、1 ヶ月単位の変形労働時間制とする。

5. 利用料

介護保険法に基づき決定した額及び神戸市条例に定められた額。

6. 利用者処遇

(1) 生活自立援助

介護支援相談員を中心として本人 (家族)・相談員・介護・看護師・管理栄養士・嘱託医師等と共に施設サービス計画 (ケアプラン) の作成と計画に基づい

た適切な介護を実施し、ゆとりある豊かな自立的な生活が送れるように援助する。

(2) 健康管理

ケアプランに基づいた計画に沿って利用者の健康状態を的確に把握し、嘱託医師や協力病院等の協力のもと、疾病の予防、早期発見治療に努める。更に個別機能訓練を行い心身機能の維持と残存機能の維持回復に努めるとともに、積極的に目的のある離床を働きかけ、生活空間の拡大を図り、心身機能の低下を予防する。

胸部X線レントゲン検診年1回、インフルエンザ予防接種（希望者）年1回
嘱託医による健康チェック（内科週1回、整形外科月2回、精神科月2回、
歯科月1回）

(3) 食事

個々の栄養マネジメントを行い低栄養のリスクの軽減を図り、健康増進に努める。

厨房の清潔保持、調理者の衛生管理に留意して、食中毒の防止に万全を期す。

季節感のあるバラエティに富んだ食をとおして、豊かな食生活を提供する。

- ・嗜好を尊重
- ・行事食の充実
- ・献立の配慮
- ・調理形態の考慮
- ・選択食の導入

(4) 安全対策

平素から火災発生の防止に万全を期し、防災関係設備、機器の整備点検を充分に行い、定期的に避難訓練、防災訓練を実施し、消防署・地域の協力を得て利用者の安全対策に努める。また、非常災害時においても最大限に利用者の安全の確保を図るとともに、地域の防災の拠点としての役割を担う。

(5) 環境整備

利用者の生活の場としてプライバシーの確保と、室温・換気・通気・採光等に注意し快適な生活空間の環境整備を図り、清潔でゆとりと潤いのある住空間の整備につとめる。

7. 職員研修会議・連絡会等

法人内外の研修会、会議等に積極的に参加し職員の資質の向上を図る。また、行政等の介護保険制度説明会や、各団体の連絡会等に参加することにより制度を熟知し適切な事業の実施にあたる。

8. 行事

別表（1）のとおり

9. 広報誌の発行等

「うはらの風」季刊発行 年4回（ただし献立表は毎月発行）
ホームページの運営

10. その他

地域交流

- ・ 家族や地域からの要望に応え、夏祭り・クリスマス会等の行事を地域に開放し、又地元行事へ積極的に参加し、地域とその交流を深める。
- ・ ボランティア活動、各種研修活動の積極的受け入れや介護技術等研修の実習生を受け入れ、福祉人材育成に寄与する。

(訪問介護事業)

1. 事業内容と運営の方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように訪問介護・介護予防訪問介護サービスを提供する。

2. 職員配置体制

介護保険法等の職員配置基準を遵守し、正職員・準職員（嘱託・パート職員等）の雇用の効率化を図る。

3. 職員研修及び会議

年6回程実施する。(ヘルパー会議・施設研修)

ヘルパー研修会を通してヘルパーの資質の向上に努める。

社会福祉法人関連法規の習得に努める。

他研修・連絡会議は特養セ・ラ・ヴィに共通

4. 広報誌の発行等

特養セ・ラ・ヴィに共通

行事年間計画（別表 1）

月	行事名	行事食	その他	毎月定例
4	花見会 食物レク「春」	花見弁当 郷土料理	設備点検 害虫駆除 浴槽レジオネラ検査	①読経の会 毎月3日
5	地車見学	郷土料理	設備点検	
6	(交流会) 住吉公園保育所	郷土料理	設備点検	②食事 行事食毎月1回 昼食
7	七夕祭り	七夕行事食 郷土料理	設備点検 害虫駆除 ベランダ清掃	郷土料理毎月1回 昼
8	食物レク「夏」	夏祭り行事食 郷土料理	消防設備点検 防災訓練 大掃除 ワックス 浴槽レジオネラ検査	③体重測定 毎月第1週
9	敬老お祝い会	敬老会行事食 郷土料理	レントゲン検診 設備点検 大掃除 ワックス 害虫駆除	④理美容サービス 毎月第4金曜日
10	運動会 (交流会) 住吉公園保育所 ハロウィン	秋の行楽弁当 郷土料理	設備点検	⑤言語聴覚士による 機能回復訓練 毎週月・水曜日
11	(交流会) 住吉公園保育所：や きいも 住吉小学校：カレン ダー 消防音楽隊 食物レク「秋」	郷土料理	設備点検 害虫駆除	⑥リズム体操 第4金曜
12	クリスマスコンサー ト	クリスマス行事食 郷土料理 年越しそば	設備点検 大掃除 ワックス 窓ガラス・ベランダ 清掃	⑦傾聴ボランティア 毎月第2木曜
1	新年お祝い会 初詣 書初め	おせち料理 七草粥 郷土料理	設備点検	⑧縫物ボランティア 毎月第4金曜日
2	節分 食物レク「冬」	節分巻きずし 郷土料理	消防設備点検 害虫駆除・防災訓練	
3	ひな祭り	雛祭りちらし 郷土料理	設備点検 大掃除 ワックス	

東灘在宅福祉センター

◎基本方針

敬愛と親切を基調とし、明るく気軽に所要のサービスが受けられることを基本方針とし、以下に掲げるデイサービスセンター、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターを運営する。

(デイサービスセンター)

1. 運営・処遇方針

- (1) 通所介護・介護予防通所介護の提供にあたっては、利用者の心身の状況を踏まえて、要介護・要支援状態の軽減もしくは悪化の防止または予防に資するよう通所介護計画・介護予防通所介護計画を作成し、日常生活上必要な援助及び機能訓練を行う。
- (2) 介護計画の作成にあたっては、常に利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者の希望及び置かれている環境を踏まえ、その利用者の通所介護・介護予防通所介護の目的及び目標達成に必要なサービスを設定する。
- (3) 通所介護・介護予防通所介護の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (4) 事業運営にあたっては、神戸市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、その他保健・医療・福祉サービス等の提供者との密接な連携を図り総合的なサービスの提供に努める。
- (5) 利用者数一日平均 28 人を目指す。

2. 事業内容（介護保険等事業）

通所介護・介護予防通所介護 1日あたり定数 40人

3. 利用者処遇

(1) 生活相談

- ①利用者個々の身体上又は精神上の特性を的確に把握し、適切な個別相談を行うとともに、安全・安心、プライバシーに関し細心の配慮を心掛ける。
- ②行事・レクリエーション活動・趣味活動など様々な環境設定を行い、生活に充実感が持てるよう支援する。
- ③利用者と家族との関係を重視し、様々な形で連携を保つことで施設と家族が一体となり、個別処遇を展開するよう努める。

(2) 送迎サービス

- ①送迎コースの設定、曜日別の利用者の地域性、障害別等勘案した送迎計画を策定する。
- ②職員の添乗を確保し、利用者の安全を第一とする。

(3) 日常動作訓練

在宅老人の心身機能の回復及び低下防止・維持増進を図るため、機能訓練指導員によるリハビリテーションを実施する。

(4) 健康管理について

- ①常に利用者の健康状態について把握し、本人及び家族へ情報提供することにより健康保持に万全を期すと共に、利用者個々の健康管理を支援する。
- ②高齢福祉部の他の事業部門、協力病院、主治医とは常時密接な連携を保ち、突発的事故等の緊急時にも直ちに適切な対応ができるよう配慮する。

(5) 衛生管理

- ①食中毒、感染症等の発生予防に万全を期す。
- ②施設内の清掃を充分行い、清潔を保持する。

(6) 防災について

- ①職員が防災上の役割を理解し、施設全体の防災意識の高揚を図る。
 - ・避難・消火訓練等に積極的に参加し、迅速且つ適確に対処できるように努める。
 - ・防災上必要な器具等の点検・整備を定期的に行い、常に正常な状態を保つよう努める。
- ⑤以上の他、非常災害等の発生にあたっては、セ・ラ・ヴィ及び関係機関との連携によりスムーズで的確な対応を行い、利用者の安全確保に万全を期す。

4. 行事

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
花見ドライブ	端午の節句 お出かけ	花の日週間	七夕会	夏祭り	敬老お祝い会
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
運動会	もみじドライブ	お楽しみ会	初詣	節分	ひな祭り

5. その他

(1) 公的機関等との連絡について

- ①区役所保健福祉部や地域包括支援センターとの連絡調整をはかり適切な処遇を行う。
- ②神戸市老人福祉施設連盟、各施設との相互交流・情報交換を行い、処遇技術の向上を図る。
- ③東灘区地域ケアネットワーク会議、東灘区保健・医療・福祉連絡会議等への参加。

(2) 地域交流

- ①家族、地域からの要望に応え、夏祭り・クリスマス会等の行事を地域に開放すると共に、地元行事へも積極的に参加していく。
- ②ボランティア活動、各種研修活動や、介護技術習得等の実習生を積極的に受け入れ、福祉人材育成に寄与する。

(居宅介護支援事業所)

介護が必要な方が介護保険のサービスを適切に利用できるような手続きや連絡調整を行う。「えがおの窓口」は指定居宅介護支援事業者

1. 運営・処遇方針

- (1) 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するとともに、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- (3) 居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類にかたよったり、サービスを提供する事業者が不当に偏することのないように行う。
- (4) 事業運営にあたっては、神戸市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設その他保健医療サービス及び福祉サービス提供者等との密接な連携に努める。
- (5) 事業所は自ら提供する居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努める。
- (6) 給付管理件数 160 件／月を目指す。

2. 事業内容（介護保険事業）

- ①要介護（要支援）認定の申請代行
- ②ケアプランの作成とサービス調整
 - ・ケアマネージメント
 - ・サービス提供事業者との連絡調整、施設紹介等

住吉南部あんしんすこやかセンター

高齢者の介護や見守り等に関する総合窓口、「あんしんすこやかセンター」は、「地域包括支援センター」の神戸市における愛称です。

1. 運営・処遇方針

- (1) 地域に密着した、かつ開かれた総合的な相談窓口として機能する。
- (2) 地域の高齢者の介護予防に取り組み、自立した生活が送れるよう支援する。
- (3) 関係機関との連携を強化し、包括的な地域ケアシステムを構築し、実践する。

2. 事業内容（介護保険等事業）

- ①高齢者の相談窓口
- ②要介護（要支援）認定申請の代行
- ③ケアプランの作成とサービス調整（介護予防ケアマネジメント）
- ④家族介護者への支援（介護リフレッシュ教室）
- ⑤高齢者の権利を守る（権利擁護支援）
- ⑥地域での支え合い活動の支援（地域支え合い活動推進事業）
- ⑦ケアマネジャや関係機関との連携（包括的・継続的ケアマネジメント支援）

（東灘在宅福祉センター・住吉南部あんしんすこやかセンター共通）

1. 職員配置体制

介護保険法等の職員配置基準を遵守し、適切な正職員、準職員（嘱託・パート等を配置する。

2. 勤務体制等

職員の労働時間は週40時間、1ヶ月単位の変形労働時間制とする。

3. 利用料

介護保険法に基づき決定した額及び神戸市条例に定められた額。

4. 職員研修

- (1) 関係機関の開催する研修に積極的に参加し、成果を業務に反映させる。
- (2) 先進施設・関連施設の見学視察を積極的に行う。
- (3) 社会福祉関連法規の習得に努力する。
- (4) 職員体制の確立とチームワークの推進をはかる。
- (5) 「高齢者在宅福祉サービス事業評価基準」を活用し、より良いサービスを実施提供できるよう、積極的に検討改善していく。
- (6) 高齢福祉部の施設内研修・新人研修・OJTと外部研修報告会に参加する。

5. 広報誌の発行等

「うはらの風」季刊発行 年4回（ただし献立表は毎月発行）
ホームページの運営。

住吉南町デイサービスセンター

介護保険の制度改正により小規模デイサービスの区分が3つの型に見直されますが南町デイサービスは地域密着型通所介護に移行することが一番望ましく、平成28年4月1日より地域密着型に移行することと致します。この場合日内定員18名以下となり、かつ他の市町村の住民の利用ができませんが生活圏域に密着したサービスであり地域との連携や運営の透明性が確保されることとなります。

◎基本方針

神戸市より受託し、敬愛と親切を基調とし、明るく気軽に所要のサービスが受けられるよう効果的な運営を図ることを基本方針とする。

1. 運営・処遇方針

(1)～(4) 東灘在宅福祉センター(デイサービスセンター)に同じ(P.19)

- ・運営基準等は市町が条例で定めますが、基準の条例制定については、1年間の経過措置が設けられており。市町の条例(地域密着型通所介護に係る部分に限る。)が制定施行されるまでの間は、厚生労働省で定める基準を適用することとなります。
- ・運営推進会議を設置し、概ね6月に1回開催する必要があります。

(5) 利用者数 一日平均15人を目指す。

2. 事業内容(介護保険等事業)

通所介護・介護予防通所介護 1日あたり定数18人以下
サービス提供時間：7～9時間の区分を選択実施する。

3. 職員配置体制

介護保険法の職員配置基準を遵守し、適正な職員を配置する。

4. 勤務体制等

職員の労働時間は週40時間、1ヶ月単位の変形労働時間制とする。

5. 利用料

介護保険法に基づき決定した額及び神戸市条例に定められた額。

6. 利用者処遇

(1)～(6) 東灘在宅福祉センター(デイサービスセンター)に同じ(P.19～20)

7. 職員研修

(1)～(6) 東灘在宅福祉センター(デイサービスセンター)に同じ(P.22)

8. 行事

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
花見会	遠足 母の日お祝い	父の日お祝い	七夕会	夏祭り	敬老お祝い会
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
遠足 運動会	もみぢ狩り ドライブ	クリスマス会	新年お祝い会 初詣	節分	ひな祭り会 花見

9. 広報誌の発行等

「うはらの風」季刊発行 年4回（ただし献立表は毎月発行）
ホームページの運営。

10. その他

(1) 公的機関等との連絡について

- ①区役所保健福祉部、地域包括支援センターの連絡調整をはかり適切な処遇を行う。
- ②神戸市老人福祉施設連盟、各施設との相互交流・情報交換を行い、処遇技術の向上を図る。
- ③東灘区地域ケアネットワーク会議、東灘区保健・医療・福祉連絡会議等への参加